○○○　運営規程

（事業所の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこの乳児等通園支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　○○○

（２）所在地　　千葉市△△区・・・・・

（事業所の目的及び運営の方針）

第２条　○○○（以下「当事業所」という。）は、次に掲げる保育指標及び保育目標に基づき乳児等通園支援を提供する。

（１）○○…（適宜記入）

（２）○○…

２　当事業所は、次に掲げる法令その他の関係法令等を遵守して運営する。

（１）児童福祉法

（２）子ども・子育て支援法

（３）教育基本法

（４）学校教育法

（５）学校保健安全法

（６）就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（７）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（８）千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

（９）千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件

を定める条例

（10）千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（11）千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年千葉市条例１８

号。以下「認可基準」という。)

（12）その他関係法令

（提供する保育等の内容）

第３条　当事業所は、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に基づき、乳児等通園支援を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行う。

（１）食事の提供

（２）乳児等通園支援事業

（３）その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　乳児等通園支援事業の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げる職種ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、利用する乳幼児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とする。

（１）管理者　１人（常勤専従）

（２）保育士は認可基準第〇〇条に応じた数以上の数を配置する。

（３）看護師　〇人

２　職員の職務は、認可基準、職員服務関連規程、その他関係法令の定めるところによる。

（乳児等通園支援を提供する日）

第５条　乳児等通園支援を提供する日は、〇曜日から〇曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

（乳児等通園支援を提供する時間）

第６条　乳児等通園支援を提供する時間は、午前○時から午後○時までの範囲内で、保護者が支援を必要とする時間とする。

（利用料金等）

第７条　保護者は、乳児等通園支援事業利用認定証に記載された利用料金を当事業所に支払わなければならない。

２　前項に定めるところのほか、利用可能時間を超えて利用した場合は、乳児等通園支援事業利用認定証に記載された利用料金は適用せず、保護者は別途当事業所に支払わなければならない。

３　前２項に定めるところのほか、当事業所の利用に際し通常必要とされるもので、保護者に負担させることが適当と認められる費用については、別表１に掲げる金額を徴収する。

（乳児、幼児の区分ごとの利用定員）

第８条　当事業所の利用定員は○人とし、乳児、幼児の区分ごとに次に掲げるとおりとする。

（１）０歳児　○人

（２）１歳児　○人

（３）２歳児　〇人

（利用の開始に関する事項等）

第９条　当事業所は、居住市町村が行った利用認定により当事業所の利用が決定された際には、乳児等通園支援の提供を開始する。

２　当事業所は、前項の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面を交付し、その内容を説明し同意を得ることとする。

（利用の終了に関する事項）

第１０条　当事業所は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

（１）満３歳に到達したとき。

（２）千葉市乳児等通園支援事業実施要綱第２条に規定する利用要件に該当しなくなったとき。

（３）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第１１条　当事業所は、保護者への連絡及び市町村、警察署その他の関係機関との連携を行うものとす

る。

２　当事業所は、認可基準第６条の規定により、非常災害に係る対策を講じることとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　当事業所は、利用乳幼児に対する虐待を防止するため、保育士等に対する研修を定期的に行うとともに、その他必要な措置を講ずる。

　　附　則

　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

【別表１】

　当事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり利用者から実費相当額を徴収する。

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 実費徴収額 |
| 例）給食費 | ○円/回 |
| 例）おやつ代 | ○円/回 |
| 例）傷害保険 | ○円/回 |
| 例）行事の際の交通費等 | 実費の範囲内で園長が定める額 |